

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<事業の全体像>

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

多面的機能支払 49,300 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- 施設の長寿命化のための活動 等



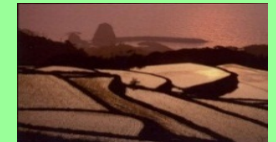
水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 26,900 (26,344) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域 (山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,700 (2,451) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークローブ



堆肥の施用

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上 [令和2年度まで]
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上 [令和2年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,698 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

① 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

② 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動

交付単価 (円/10a)

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】 (円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（増進を図る活動に「魅力ある地域資源の発揮・向上」を追加）	田	400
		畑	240
		草地	40
農村協働力の深化に向けた活動への支援	上記の支援を受けた上で、a. 構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合、または、b. 災害時における応急体制を整備する場合	田	400
		畑	240
		草地	40
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援	田	1,000
		畑	600
		草地	80

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,602) 百万円

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



項目	都府県	北海道	交付金(定額)
広域化した活動組織への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

＜対策のポイント＞

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化し、新たに第5期対策（令和2～6年度）を実施します。

＜政策目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和2～6年度まで]

＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,340 (25,890) 百万円

○ 第5期対策では、将来にわたり協定農用地の維持管理を可能とする体制づくりに向け、以下に取り組みます。

- ① 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化（体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化）
- ② 農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援の強化（集落協定の広域化や人材の確保、農業生産性の向上等の加算措置の創設・拡充）
- ③ 農業者・市町村の事務負担の軽減や農業生産活動の継続を基本とした遡及返還措置の見直し等

【主な交付単価】 ※「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜 (傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜 (傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 560 (454) 百万円

※中山間地農業ルネサンス推進事業分(280百万円)を含む

○ 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興9法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 集落戦略の作成（農業生産活動の継続に向けた6～10年後の集落の将来像の明確化・共有）

【加算措置】

＜超急傾斜農地保全管理加算＞（拡充） ※上限額なし

項目	10aあたり単価
超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円
指定棚田地域 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の保全対象 振興活動加算 となっている棚田等（田1/20以上、畑15°以上）を支援	田・畑：10,000円

＜集落協定広域化加算＞（拡充） ※上限額：200万円/年

項目	10aあたり単価
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず：3,000円

＜集落機能強化加算＞（創設） ※上限額：200万円/年

項目	10aあたり単価
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	地目にかかわらず：3,000円

＜生産性・付加価値向上加算＞（創設） ※上限額：400万円/年

項目	10aあたり単価
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	地目にかかわらず：6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第2期対策（令和2年度）から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図ります。

＜政策目標＞

土壌炭素貯留量の増加への貢献

＜事業の内容＞



＜事業イメージ＞

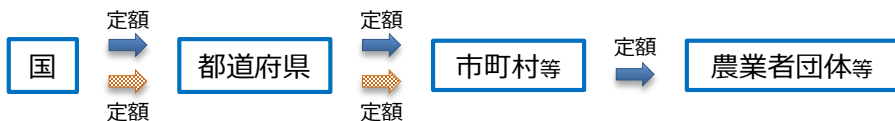
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,517 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 支援の対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 国際水準GAPを実施していること ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動(環境負荷低減に資する活動)に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 183 (90) 百万円

- ① 対象者：地方公共団体等
- ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

＜事業の流れ＞  環境保全型農業直接支払交付金  環境保全型農業直接支払推進交付金



支援対象となる取組

▶ 全国共通取組

有機農業

「国際水準の有機農業」(有機JAS規格)の水準に合致していることが確認されている取組

有機JAS認証とは別に、国際水準の取組であることを確認する方法として「参加型認証システム」を導入します。



カバークロープ

堆肥の施用

リビングマルチ

草生栽培

他

5 割低減の取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	14,000円 (3,000円)
カバークロープ	6,000円
堆肥の施用	4,400円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
草生栽培	5,000円
不耕起播種	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

地域特認取組
交付単価は、都道府県が設定します。

❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。